

“過労死家族の会”と学会活動との関りについて 〈仮題〉

寺西笑子 全国過労死を考える家族の会 代表世話人

《報告要旨》

1. はじめに——家族の会について

1988年に「全国一斉過労死110番」が開設され多くの遺族が弁護士の方々と繋がるようになりました。89年から各地の家族の会が結成され、1991年11月、「全国過労死を考える家族の会」が結成されました。同時に遺族の手記集『日本は幸福か』、97年には『死ぬほど大切な仕事ってなんですか』を発行しました。2010年から過労死防止法制定運動に取り組み、2011年に過労死防止基本法制定実行委員会の呼びかけ団体として参加し、制定運動に尽力しました。2014年制定後は法に基づく厚生労働省・過労死等防止対策推進協議会の当事者委員として「過労死防止対策大綱」作成に参画すると共に啓発シンポジウム、啓発授業などで遺族の経験を語り、過労死を身近に起こる問題として関心を深めてもらい自分の生命を守る知識に役立てていただくことを訴えています。現在、家族の会は17地域で活動しています。主な活動は、毎年11月に国へ要請行動をおこない、被災者の早期救済と過労死防止を訴え労災認定基準の改正など求めています。

2. 過労死防止学会との関り

これまで法制定運動を共に取り組んできた(故)森岡孝二先生(関西大学名誉教授、元過労死防止学会代表幹事)から、学会のご案内をいただき躊躇していたところ、防止学会は学者・研究者だけでなく、弁護士の方々や各地で過労死をなくすことに取り組んでいる活動家、ジャーナリスト、そして過労死の被災者とその家族など、多様な人びとの力で「防止対策」の調査と研究するための組織だと知らされました。こうして家族にも広く連携と協力が求められていると考えて、学術や研究の分野に無縁だった私たちも入会しました。

森岡先生のご奮闘で設立準備が進められ、同年5月23日、明治大学リバティタワーにおいて、TV・報道関係者を含む多くの参加者で埋め尽くされたなかで、「過労死防止学会設立記念大会」が開催されました。私も、共通論題において、「過労死のない社会の実現をめざす遺族の願いと防止法の課題」と題し報告しました。その際、家族会の遺児の作文と親子交流活動を報告したところ、会場にいた厚生労働省対策推進室の方が家族の会活動に関心を持たれ、法に基づく民間団体として活動を支援するとの意向が示されたことで、家族会にとっても良いスタートになりました。

3. 家族の会活動のこれまで

多くの家族会の会員は、ある日突然に家族が過労死等で斃れたことで辿り着いた方々ばかりです。救済が急がれる中、家族の会を結成してからの約10年間は、過労自殺の労災認定基準はなく、脳・心臓疾患の認定基準の範囲も狭いため、過労死の救済は針の穴にロープを通すようなものだと例えられました。国は過労で人は死なないと言い、自殺は故意によるもので労災では

ないという困難な時代でした。それでも諦めることなく遺族と弁護士は訴訟を起こし最高裁まで闘いを重ねてきたことで、認定基準をつくり救済の道を拓くことができました。

1999年、心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針が策定されたことで、これまで認めなかった過労自殺は行政段階で労災認定されるようになりました。2001年、脳・心臓疾患の認定基準が改正されたことで、亡くなる前の1週間の評価から6か月間の長期間の過重業務を評価するようになりました。

今回、2021年は20年ぶりに脳・心臓疾患の認定基準が改正され、また精神障害についても2023年に12年ぶりに労災認定基準が改正されました。しかし認定件数が著しく増えている気配はありません。実際には次に示すように、請求件数は増加しているにもかかわらず、認定件数がそれに対応し増加しているわけではないのです。

労災請求件数(2022年度)

- ・過労死等に関する請求件数は803件、前年度比50件の増加
うち死亡の請求件数は……… 218件、前年度比45件の増加
- ・精神障害の請求件数は……… 2,683件、前年度比337件の増加
うち未遂を含む自殺の請求件数は 183件、前年度比12件の増加

4. 過労死防止活動のこれまで

私たちは増え続ける過労死に歯止めをかけ過労死をなくしたい思いで、過労死防止する法制定運動を推し進めてきました。構想から6年、過労死等防止対策推進法が成立して10年を迎え、3回目の大綱の見直しがおこなわれました。大綱の見直し過程で私たちは、「調査分析で得た知見を実効性ある対策に活かす」「労働時間の把握義務の徹底」「自己申告制をなくす」、さらに「ハラスメント防止法、コンプライアンス対策の義務化、勤務間インターバル制度導入の義務化、企業向け意識改革の啓蒙活動、人権デューデリジェンスの取組」等々の意見を出しました。このように、法に基づく4つの枠組み(調査研究、啓発、相談体制の整備、民間団体の支援)で、私たちは啓発と民間団体の活動支援に係わっており、その活動は定着しています。

5. 過労死防止学会に期待すること

過労死等防止対策推進法の第三条「基本理念」では、「過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない」と明記されています。

防止学会においてはぜひ多面的な調査研究を行い、過労死問題の深刻な現状を皆様の英知で打開策を打ち出していきたいと思っております。家族としても、一人ひとりが得た経験や知識を出しあうことで、それに協力したいと思っています。